

下関市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱  
要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による指定の申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書（規則様式第19号）に、当該申請をしようとする法人に係る次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 市税の滞納がないことを証する書類
- (10) その他法第24条各号に掲げる業務に関し参考となる書類

(指定の基準)

第3条 市長は、法第23条第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準により、その内容を審査するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 申請者が、法第25条第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者が、下関市暴力団排除条例（平成23年下関市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が所属する者でないこと。
- (4) 申請者が支援法人として行おうとする業務（以下「支援業務」という。）が、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする支援業務が、法第24条各号に規定する業務として適切な方法で行われており、かつ、特定の法人若しくは団体又は個人の利益を誘導するものでないこと。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置を講じていること。
- (7) 申請者が、支援業務を適正かつ確実に実施するために必要な経済的基盤を有すること。
- (8) 申請者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア 下関市内（以下「市内」という。）に事業所又は営業所を有する者
  - イ 山口県内に事業所又は営業所を有する者で、市内において支援業務を適正かつ確実に実施できる者
  - ウ ア又はイに該当する者と連携して支援業務を実施する者で、市内における空家等の管理又は活用等に関する活動実績

を有する者。

(9) 申請者が、市税を滞納していないこと。

(支援法人の指定)

第4条 市長は、前条の規定による審査の結果、申請の内容が前条各号のいずれにも該当すると認めるときは、申請者を支援法人として指定し、空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第1号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

3 市長は、支援法人として指定する場合において、必要があると認めるときは、支援法人の指定に条件を付することができる。

4 市長は、前条の規定による審査の結果、申請者を支援法人として指定することが適当でないとき認めるときは、空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第5条 支援法人は、法第23条第3項の規定による変更又は支援業務の内容を変更しようとするときは、名称等変更届出書（規則様式第20号）により行うものとする。

(事業の報告)

第6条 市長は、法第25条第1項の規定により、支援法人による支援業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その支援業務に関し報告をさせることができる。

2 前項の報告は、業務実施状況報告書（規則様式第21号）により行うものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が支援業務を適正かつ確実に実施していないとき認めるときは、支援法人に対し、その支援業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の命令は、業務改善命令書（規則様式第22号）により行うものとする。

(業務の廃止)

第8条 支援法人は、その支援業務を廃止するときは、業務廃止届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(指定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定による支援業務の廃止の届出を受けたときは、指定を取り消すものとする。

2 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したとき、第4条各号のいずれかに該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、指定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により指定を取り消す場合は、指定取消通知書(規則様式第23号)により当該支援法人に通知するものとする。

4 市長は、指定を取り消したときは、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定の取消しの日を公示するものとする。

(公示)

第10条 法第23条第2項、第4項若しくは法第25条第4項又は前条第4項による公示は、市のホームページへの掲載その他の適切な方法によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。